

## 第 14 回 最新憲法問題研究⑤：青少年の健全育成のための規制等の合憲性

日本国憲法は、13 条前段において、個人の尊厳を規定し、個人を平等かつ独立の人格価値をもつものとして尊重するという個人主義原理を表明している。これは国政全般を支配する憲法の基本的な原理であり、この原理に基づき、個人の選択を最大限に確保するために、さまざまな人権が保障されている。各人の行為に対する制約を正当化するためには、他者の権利・利益に対する侵害を防ぐためなどといった、J.S.ミルの「他者加害原理」のような理屈立てが不可欠となるが、それが公共の福祉（日本国憲法 12 条、13 条、22 条 1 項、29 条 2 項）の内容となる。

しかしながら、他者の権利を必ずしも侵害しなくても、「パターナリスティックな制約」として、公権力が後見的に介入することが許される場合がある。もっとも、これを全面的に認めてしまうと、自由主義原理を否定することにもなるので、人格的自律そのものを回復不可能なほど永続的に害する場合など、ごく限られた状況において認められるに過ぎないと解されている（【資料 1】）。

未成年者<sup>※</sup>の日本国民も当然に人権の享有主体であるが、本来、人権保障は社会の成員として成熟した者を対象としているため、未成年者の人権に対しては一定の制約がありうる。具体的には、参政権が制限される（憲法 15 条 3 項、公職選挙法 9 条、10 条）ほか、政治活動の自由（憲法 21 条 1 項、公職選挙法 137 条の 2 第 1 項）、婚姻の自由（憲法 24 条 1 項、民法 731 条）、職業選択の自由（憲法 22 条 1 項、成年者であることを資格要件とする職業がある（医師法 3 条、弁理士法 8 条 9 号、公認会計士法 4 条 1 号など）、財産権（憲法 29 条 1 項、民法 5 条 1 項本文）なども制限される。

※ 公職選挙法上の選挙権年齢（9 条）は、2016 年 6 月までは 20 歳であったが、現在は 18 歳である。ま

た、民法上の成年となる年齢（4 条）は、2022 年 3 月末まで 20 歳であったが、現在は 18 歳である。

未成年者の自由への直接的な介入は、自律の過程にとって障害となると考えられるような行為に対して行われるが、そうした介入は、成熟した判断を欠く行動の結果、長期的にみて未成年者自身の目的達成諸能力を重大かつ永続的に弱化せしめる見込みのある場合に限りて正当化されると解される（限定されたパターナリスティックな制約）。

また、学校は、教育的な見地から、その生徒・児童等に対して、校則等によってさまざまな制約を課しており、それが児童・生徒の自己決定権等の侵害に当たるとして裁判で争われた事例が多数ある。もっとも、最高裁判所は、東京学館高校バイク自主退学事件判決（最判平成 3 年 9 月 3 日判時 1401 号 56 頁）や、修徳高校パーマ自主退学事件判決（最判平成 8 年 7 月 18 日判時 1599 号 53 頁）において、憲法上の人権保障規定が私人相互間に適用されないことを理由に、生徒側の主張を退けている。これらに関連して注目される下級審裁判例として、熊本丸刈り訴訟熊本地裁判決（熊本地判昭和 60 年 11 月 13 日行集 36 卷 11・12 号 1875 頁）がある（【資料 2】）。

各地方公共団体の青少年保護育成条例では、18 歳未満の者に対して、有害な図書・玩具・刃物等を販売したり、有害な映画・演劇等を観覧させたりすることを禁止し、これらの禁止に違反した者を処罰する規定が設けられている（【資料 4】参照）。この点、有害な図書や映画・演劇等の販売・観覧の規制については、青少年の知る権利のみならず、事業者の表現の自由と営業の自由、成人購入者の知る権利に対する制約が問題となるが、最高裁判所は、岐阜県青少年保護育成条例事件判決（最判平成元年 9 月 19 日刑集 43 卷 8 号 785 頁）で、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う必要やむをえない制約であるから、憲法 21 条 1 項に違反するものではないと判示した（【資料 3】）。

5 青少年の知る権利に対しては、限定されたパターンリスティックな制約であるとの正当化が可能であるが、事業者や成人に対する制約については、どのような理由で正当化しうるか、別途検討する必要がある。また、何が青少年の健全育成にとって「有害」となるのかは、必ずしも明確ではないのではないかと批判もあり得る。そこには、暴力的シーンが描かれたゲームなども含まれるので、有害性の解釈によっては広汎な表現規制も可能となる契機を有している。また、青少年に対する有害性に地域差があるといえないならば、条例によってではなく、国の法令で規制すべきではないのだろうか。

10 もとより、各地方公共団体の条例が規制しているのは販売方法の規制であって、成人が購入しようと思えば入手は可能であるという点についても、留意しなければならない。その一方で、インターネットでの商取引が一般化した今日において、自動販売機や書店での購入を規制するだけでは不十分であろう。

このほかにも、青少年の保護のための有害な表現の規制については、青少年インターネット環境整備法(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)が、青少年有害情報のフィルタリングを通じた規制等を要請している(【資料5】)。

15 また、各地方公共団体の青少年保護育成条例は、事業者に対して、18歳未満の者が深夜に外出しないよう保護者に努力義務を課すとともに、18歳未満の者が深夜に興行場等に立ち入らせないことを事業者に求めている(【資料4】参照)。保護者の教育の自由や事業者の営業の自由も、憲法上、保障されうるものであることに鑑みると、この点も慎重な検討が必要であろう。

20 なお、青少年の行動への規制に関する地方公共団体の条例として、近時、議論になったものとして、2020年4月に施行された香川県ネット・ゲーム依存症対策条例がある。【資料6】でその内容を確認したうえで、青少年の行動の規制の是非について、地方公共団体が住民の行動を条例で規制することの意義を踏まえて、議論することとしたい。

### 【資料1】佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』(成文堂、2020年)154頁

25 先に触れたミルの「他者加害原理」の中に、「彼自身の幸福は、物質的なものであれ道徳的なものであれ、十分な正当化となるものではない」という言明があることをみた。要するに、あなた自身のためにならないからという理由で権力が後見的に(パターンリスチックに)その人の生に干渉することは許されない、ということである。

30 この言明も「自由の原理」としてきわめて重要なものであるが、……特に人格的自律権(自己決定権)を「権利」として広くかつ独自のものとして捉えた場合……、このような権利に対する制約(「自己加害」に対する制約)は一切認められないかが現実問題として浮上する。この点、未成年者の場合を考えれば分かりやすいが、人格的自律そのものを回復不可能なほど永続的に害する場合には、例外的に介入する可能性を否定し切れないと解される(限定されたパターンリスチックな制約)。

35 このような制約は、自律権(自己決定権)に内在するという意味で、なお上述の「内在的制約」といえる余地もあるが、上述のように「内在的制約」「外在的(政策的)制約」を「他者加害」の文脈で捉える立場からは、それとは明確に区別して、第3の範疇である「限定されたパターンリスチックな制約」として位置づけるべきものと解される。

40 この点、自己危害防止などを目的とする制約にも公共性があり、公共の福祉に含まれると考えることも十分な理由がある……。ただ、ここでの問題関心は、「他者加害」との関係における制約の中にパターンリスチックな考慮が不当に混入されたり、逆に「自己危害」との関係における制約の中に「他者加害」的考慮が不当に混入されたりすることのないよう、パターンリスチックな考慮は第3の範疇として明確に認識すべきではないか、ということにある。……

## 【資料2】学校による生徒・児童の髪型の規制の合憲性に関する判例

### ○ 修徳高校パーマ自主退学事件最高裁判決（最判平成8年7月18日判時1599号53頁）

#### 〈事案の概要〉

5 私立高校の生徒（原告・上告人）が、普通自動車運転免許の取得を制限しパーマをかけることを禁止する校則に違反したこと等を理由として、高校によって、自主的に退学するように勧告され、1988年1月、その勧告に従って退学届を提出した結果、同校の生徒の地位を失ったことに関して、私立高校の設置法人等（被告・被上告人）に対し、勧告が違法かつ無効であると主張して損害賠償等を請求した。

#### 〈判旨〉

上告代理人齋藤義房……の上告理由第一ないし第三及び第一〇について

10 所論は、修徳高校女子部の、普通自動車運転免許の取得を制限し、パーマをかけることを禁止する旨の校則が憲法13条、21条、22条、26条に違反すると主張するが、憲法上のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体と個人との関係を規律するものであって、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものではないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和……48年12月12日大法廷判決・民集27卷11号1536頁）の示すところである。したがって、私立学校である修徳高校の本件校則について、それが直接憲法の右基本的保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はない。所論違憲の主張は採用することができない。

15 私立学校は、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって教育方針によって教育活動を行うことを目的とし、生徒もそのような教育を受けることを希望して入学するものである。原審の適法に確定した事実によれば、（一）修徳高校は、清潔かつ質素で流行を追うことなく華美に流されない態度を保持することを教育方針とし、それを具体化するものの一つとして校則を定めている、（二）修徳高校が、本件校則により、  
20 運転免許の取得につき、一定の時期以降で、かつ、学校に届け出た場合にのみ教習の受講及び免許の取得を認めることとしているのは、交通事故から生徒の生命身体を守り、非行化を防止し、もって勉学に専念する時間を確保するためである、（三）同様に、パーマをかけることを禁止しているのも、高校生にふさわしい髪型を維持し、非行を防止するためである、というのであるから、本件校則は社会通念上不合理なものとはいえず、生徒に対してその遵守を求める本件校則は、民法1条、90条に違反するものではない。これと同旨の原審の判断は是認することができる。論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するか、又は原判決を正解しないでこれを論難するものであり、採用することができない。

その余の上告理由について

30 所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、その過程に所論の違法はない。右事実によれば、（一）修徳高校は、本件校則を定め、学校に無断で運転免許を取得した者に対しては退学勧告をすることを定めていた、（二）上告人の入学に際し、上告人もその父親も本件校則を承知していたが、上告人は、学校に無断で普通自動車の運転免許を取得し、そのことが学校に発覚した際も顕著な反省を示さなかった、（三）しかし、学校は、上告人が3年生であることを特に考慮して今回に限り上告人を厳重注意に付することとし、上告人に対し本来であれば退学勧告であるが今回に限り厳重注意としたことを告げ、さらに、校長が自ら上告人と父親に直々に注意し、今後違反行為があったら学校に置いておけなくなる旨を告げ、二度と違反しないように上告人に誓わせた、（四）上告人は、それにもかかわらず、その後間もなく本件校則に違反してパーマをかけ、そのことが発覚した際にも、右事実を隠ぺいしようとしたり、学校の教諭らに対して侮辱的な言辞をろうしたりする等反省がないとみられても仕方のない態度をとった、（五）上告人は、本件校則違反前にも種々の問題行動を繰り返していたばかりでなく、平素の修学態度、言動その他の行状についても遺憾の点が少なくなかった、というのである。これらの上告人の校則違反の態様、反省の状況、平素の行状、従前の学校の指導及び措置並びに本件自主退学勧告に至る経過等を勘案すると、本件自主退学勧告に所論の違法があるとはいえない。これと同旨の原審の判断は是認することができる。所論は、違憲をも主張するが、その実質は本件自主退学勧告の裁量逸脱の違法をいうものにすぎない。論旨は、帰するところ、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決の法令違背をいうものであって、いずれも採用することができない。

### 45 ○ 熊本丸刈り訴訟熊本地裁判決（熊本地判昭和60年11月13日行集36卷11・12号1875頁）

#### 〈事案の概要〉

男子生徒の髪形について「丸刈、長髪禁止」とする町立中学校の校則に自己の信念から従わなかった生徒（原告、1981年4月入学）が、級友から嫌がらせを受けたり、校長等から不当な仕打ちを受けたとして、校長に対して本件校則の無効確認等を、町に対して損害賠償を、それぞれ求めた。

## 〈判旨〉

### 第二 本案（損害賠償請求）について ……

#### 1 憲法違反の主張について

##### （一）憲法 14 条違反の主張について

5 原告らは、原告頭一郎は、校区制のため本件中学に通学したが、通学可能な地域に丸刈を強制していない中学校が 3 校存在するから、原告頭一郎は、住居地により差別的取扱いを受けていると主張するが、服装規定等校則は各中学校において独自に判断して定められるべきものであるから、それにより差別的取扱いを受けたとしても、合理的な差別であつて、憲法 14 条に違反しない。

10 次に原告らは、本件校則は、髪の長さについて女子生徒と、男子生徒とで異なる規定をおいているから、性別による差別であると主張するが、男性と女性とでは髪形について異なる慣習があり、いわゆる坊主刈については、男子にのみその習慣があることは公知の事実であるから、髪形につき男子生徒と女子生徒で異なる規定をおいたとしても、合理的な差別であつて、憲法 14 条には違反しない。

##### （二）憲法 31 条違反の主張について

15 原告らは、本件校則は頭髪という身体の一部について法定の手続によることなく切除を強制するものであるから、憲法 31 条に違反すると主張するが、……被告校長本人尋問の結果によれば、本件校則には、本件校則に従わない場合に強制的に頭髪を切除する旨の規定はなく、かつ、本件校則に従わないからといって強制的に切除することは予定していなかつたのであるから、右憲法違反の主張は前提を欠くものである。

##### （三）憲法 21 条違反について

20 原告らは、本件校則は、個人の感性、美的感覚あるいは思想の表現である髪形の自由を侵害するものであるから憲法 21 条に違反すると主張するが、髪形が思想等の表現であるとは特殊な場合を除き、見ることはできず、特に中学生において髪形が思想等の表現であると見られる場合は極めて希有であるから、本件校則は、憲法 21 条に違反しない。

#### 2 裁量権の逸脱の主張について

25 中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有するが、教育は人格の完成をめざす（教育基本法第 1 条）ものであるから、右校則の中には、教科の学習に関するものだけでなく、生徒の服装等いわば生徒のしつけに関するものも含まれる。もつとも、中学校長の有する右権能は無制限なものではありえず、中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものであるが、具体的に生徒の服装等にいかなる程度、方法の規制を加えることが適切であるかは、それが教育上の措置に関するものであるだけに、必ずしも画一的に決することはできず、実際に教育を担当する者、最終的には中学校長の専門的、技術的な判断に委ねられるべきものである。従つて、生徒の服装等について規律する校則が中学校における教育に関連して定められたもの、すなわち、教育を目的として定められたものである場合には、その内容が著しく不合理でない限り、右校則は違法とはならないというべきである。

30 そこでまず本件校則の制定目的についてみると、証人……の証言及び被告校長本人尋問の結果によれば、本件校則は、生徒の生活指導の一つとして、生徒の非行化を防止すること、中学生らしさを保たせ周囲の人々との人間関係を円滑にすること、質実剛健の気風を養うこと、清潔さを保たせること、スポーツをする上での便宜をはかること等の目的の他、髪の手入れに時間をかけ遅刻する、授業中に櫛を使い授業に集中しなくなる、帽子をかぶらなくなる、自転車通学に必要なヘルメットを着用しなくなる、あるいは、整髪料等の使用によつて教室内に異臭が漂うようになるといった弊害を除却することを目的として制定されたものであることが認められ、右認定に反する証拠はない。してみると、被告校長は、本件校則を教育目的で制定したものと認めうる。

40 次に、本件校則の内容が著しく不合理であるか否かを検討する。確かに、原告ら主張のとおり、丸刈が、現代においてもつとも中学生にふさわしい髪形であるという社会的合意があるとはいえず、スポーツをするのに最適ともいえず、又、丸刈にしたからといって清潔が保てるというわけでもなく、髪形に関する規制を一切しないこととすると当然に被告町の主張する本件校則を制定する目的となつた種々の弊害が生じるといえる合理的な根拠は乏しく、又、頭髪を規制することによつて直ちに生徒の非行が防止されると断定することもできない。更に……証人……の証言および原告土野優本人尋問の結果によれば、熊本県内の公立中学校 209 校中長髪を許可しているのは 32 校であるが、これを熊本市内に限つてみると 26 校中 21 校が長髪を許可しており、本件中学に隣接し、かつて本件中学の教頭……が現に教頭として勤務している中学校においても長髪が許可されていること、最近長髪を禁止するに至つた学校が数校あるが、全体の傾向としては長髪を許可する学校が増えつつあることが認められる。してみると、本件校則の合理性については疑いを差し挟む余地のあることは否定できない。

50 しかしながら、本件校則の定めるいわゆる丸刈は、前示認定のとおり時代の趨勢に従い特に都市部では除々

に姿を消しつつあるとはいえ、今なお男子児童生徒の髪形の一つとして社会的に承認され、特に郡部においては広く行われているもので、必らずしも特異な髪形とは言えないことは公知の事実であり、……証人……の証言及び被告校長本人尋問の結果によれば、本件中学において昭和40年の創立以来の慣行として行われてきた男子丸刈について昭和56年4月7日に至り初めて校則という形で定めたものであること、本件校則には、本件校則に従わない場合の措置については何らの定めもなく、かつ、被告校長らは本件校則の運用にあたり、身体的欠陥等があつて長髪を許可する必要があると認められる者に対してはこれを許可し、それ以外の者が違反した場合は、校則を守るよう繰り返し指導し、あくまでも指導に応じない場合は懲戒処分として訓告の措置をとることとしており、たとえ指導に従わなかつたとしてもバリカン等で強制的に丸刈にしてしまうとか、内申書の記載や学級委員の任命留保あるいはクラブ活動参加の制限といった措置を予定していないこと、被告中学の教職員会議においても男子丸刈を維持していくことが確認されていることが認められ、他に右認定に反する証拠はなく、又、弁論の全趣旨によれば現に唯一人の校則違反者である原告頭一郎に対しても処分はもとより直接の指導すら行われていないことが認められる。右に認定した丸刈の社会的許容性や本件校則の運用に照らすと、丸刈を定めた本件校則の内容が著しく不合理であると断定することはできないというべきである。

以上認定したところによれば、本件校則はその教育上の効果については多分に疑問の余地があるというべきであるが、著しく不合理であることが明らかであると断ずることはできないから、被告校長が本件校則を制定・公布したこと自体違法とは言えない。

### 【資料3】岐阜県青少年保護育成条例事件最高裁判決(最判平成元年9月19日刑集43巻8号785頁)

#### 〈事案の概要〉

自動販売機により図書を販売することを業とする株式会社(被告人・上诉人)及びその代表取締役(被告人・上诉人)が、その管理する複数の図書自動販売機に、岐阜県知事があらかじめ指定した有害図書に該当する雑誌を収納したため、判旨記載の内容の岐阜県青少年保護育成条例に違反するとして起訴された。

#### 〈判旨〉

一 弁護人青山學、同井口浩治の上告趣意のうち、憲法21条1項違反をいう点は、岐阜県青少年保護育成条例(以下「本条例」という。)6条2項、6条の6第1項本文、21条5号の規定による有害図書の自動販売機への収納禁止の規制が憲法21条1項に違反しないことは、当裁判所の各大法廷判例(昭和……32年3月13日判決・刑集11巻3号997頁、昭和……44年10月15日判決・刑集23巻10号1239頁、昭和……60年10月23日判決・刑集39巻6号413頁)の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がない。同上告趣意のうち、憲法21条2項前段違反をいう点は、本条例による有害図書の指定が同項前段の検閲に当たらないことは、当裁判所の各大法廷判例(昭和……59年12月12日判決・民集38巻12号1308頁、昭和……61年6月11日判決・民集40巻4号872頁)の趣旨に徴し明らかであるから、所論は理由がない。同上告趣意のうち、憲法14条違反をいう点が理由のないことは、前記昭和60年10月23日大法廷判決の趣旨に徴し明らかである。同上告趣意のうち、規定の不明確性を理由に憲法21条1項、31条違反をいう点は、本条例の有害図書の定義が所論のように不明確であるということではできないから前提を欠き、その余の点は、すべて単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。

二 所論にかんがみ、若干説明する。

1 本条例において、知事は、図書の内容が、著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書を有害図書として指定するものとされ(6条1項)、右の指定をしようとするときには、緊急を要する場合を除き、岐阜県青少年保護育成審議会の意見を聴かなければならないとされている(9条)。ただ、有害図書のうち、特に卑わいな姿態若しくは性行為を被写体とした写真又はこれらの写真を掲載する紙面が編集紙面の過半を占めると認められる刊行物については、知事は、右6条1項の指定に代えて、当該写真の内容を、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定することができる(6条2項)。これを受けて、岐阜県青少年保護育成条例施行規則2条においては、右の写真の内容について、「一 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態、二 性交又はこれに類する性行為」と定められ、さらに昭和54年7月1日岐阜県告示第539号により、その具体的内容についてより詳細な指定がされている。このように、本条例6条2項の指定の場合には、個々の図書について同審議会の意見を聴く必要はなく、当該写真が前記告示による指定内容に該当することにより、有害図書として規制されることになる。以上右6条1項又は2項により指定された有害図書については、その販売又は貸付けを業とする者がこれを青少年に販売し、配付し、又は貸し付けること及び自動販売機業者が自動販売機に収納することを禁止され(本条例6条の2第2

項、6条の6第1項)、いずれの違反行為についても罰則が定められている(本条例21条2号、5号)。

2 本条例の定めるような有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであつて、青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になつておりといつてよい。さらに、自動販売機による有害図書の販売は、  
5 売手と対面しないため心理的に購入が容易であること、昼夜を問わず購入ができること、収納された有害図書が街頭にさらされているため購入意欲を刺激し易いことなどの点において、書店等における販売よりもその弊  
10 害が一段と大きいといわざるをえない。しかも、自動販売機業者において、前記審議会の意見聴取を経て有害図書としての指定がされるまでの間に当該図書の販売を済ませることが可能であり、このような脱法的行為に  
15 有効に対処するためには、本条例6条2項による指定方式も必要性があり、かつ、合理的であるといふべきである。そうすると、有害図書の自動販売機への収納の禁止は、青少年に対する関係において、憲法21条1項に  
20 違反しないことはもとより、成人に対する関係においても、有害図書の流通を幾分制約することにはなるもの  
25 の、青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するための規制に伴う必要やむをえない制約であるから、  
30 憲法21条1項に違反するものではない。……

#### 15 【資料4】東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和39年東京都条例第181号)

(目的)

第1条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を  
防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

20 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 青少年 18歳未満の者をいう。

二 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもつて作成された書籍、雑誌、文書、  
25 図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録し  
たシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及びスライドフ  
ィルムをいう。

三 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信さ  
れた画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることが  
30 できる自動販売機又は自動貸出機をいう。

四 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告  
35 塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(図書類等の販売等及び興行の自主規制)

第7条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場……を経営する者  
は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連  
絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように  
40 努めなければならない。

一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な  
成長を阻害するおそれがあるもの

二 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又  
は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するよ  
うに、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健  
45 全な成長を阻害するおそれがあるもの

(不健全な図書類等の指定)

第8条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、  
45 青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘  
発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると  
認められるもの

二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、  
第7条第2号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく

不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

5 三 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

四 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの

10 2 前項の指定は、指定するものの名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによってこれを行わなければならない。

3 知事は、前2項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。  
(指定図書類の販売等の制限)

15 第9条 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者(以下「図書類販売業者等」という。)は、前条第1項第1号又は第2号の規定により知事が指定した図書類(以下「指定図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に関して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき(自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。)は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。

20 3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。

4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。  
(表示図書類の販売等の制限)

25 第9条の2 図書類の発行を業とする者(以下「図書類発行業者」という。)は、図書類の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの(以下「自主規制団体」という。)又は自らが、次の各号に掲げる基準に照らし、それぞれ当該各号に定める内容に該当すると認める図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。

一 第8条第1項第1号の東京都規則で定める基準 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

30 二 第8条第1項第2号の東京都規則で定める基準 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

2 図書類販売業者等は、前項に定める表示をした図書類(指定図書類を除く。以下「表示図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。

35 3 図書類発行業者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装するように努めなければならない。

4 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するとき(自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。)は、東京都規則で定めるところにより当該表示図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置くように努めなければならない。

40 5 何人も、青少年に表示図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。  
(指定映画の観覧の制限)

第10条 興行場において、第8条第1項第1号又は第2号の規定により知事が指定した映画(以下「指定映画」という。)を上映するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

45 2 何人も、青少年に指定映画を観覧させないように努めなければならない。  
(指定演劇等の観覧の制限)

第11条 興行場において、第8条第1項第1号又は第2号の規定により知事が指定した演劇、演芸又は見せもの(以下「指定演劇等」という。)を上演し、又は観覧に供するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

50 (自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)

第 13 条の 4 自動販売機等業者は、指定図書類……を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者及び自動販売機等管理者は、当該自動販売機等業者の設置する自動販売機等に収納されている図書類……が指定図書類……となつたときは、直ちに当該指定図書類又は指定がん具類を撤去しなければならない。

5 (自動販売機等に対する措置)

第 13 条の 5 自動販売機等業者は、表示図書類若しくは第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類(指定図書類を除く。)……を収納している自動販売機等について、青少年が当該図書類……を閲覧できず、かつ、購入し、又は借り受けることができないように東京都規則で定める措置をとらなければならない。

10 (自動販売機等の設置に関する距離制限)

第 13 条の 6 自動販売機等業者は、学校教育法……第 1 条に規定する学校(大学及び幼稚園を除く。)の敷地の周囲 100 メートルの区域内においては、前条に規定する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

(有害広告物に対する措置)

15 第 14 条 知事は、広告物の形態又はその広告の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、当該広告物の形態又は広告の内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第 15 条の 3 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

- 20 一 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。  
二 性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風適法」という。)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。  
25 三 接待飲食等営業(風適法第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第 1 項第 1 号に該当する営業をいう。)の客となるように勧誘すること。

(深夜外出の制限)

第 15 条の 4 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜(午後 11 時から翌日午前 4 時までの時間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させないように努めなければならない。

- 30 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。  
3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。  
4 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

35 (深夜における興行場等への立入りの制限等)

第 16 条 次に掲げる施設を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。

- 40 一 興行場  
二 設備を設けて客にボウリング、スケート又は水泳を行わせる施設  
三 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設  
四 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは閲覧又は電気通信設備によるインターネットの利用を行わせる施設(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館を除く。)……  
(警告)

45 第 18 条 ……知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- 一 第 9 条第 1 項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者  
二 第 9 条第 2 項の規定に違反して同項の規定による包装を行わなかつた者  
三 第 9 条第 3 項の規定に違反して同項の規定による陳列を行わなかつた者  
50 2 ……知事が指定した知事部局の職員及び警視總監が指定した警察官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- 一 第10条第1項の規定に違反して青少年に指定映画を観覧させた者
- 二 第11条の規定に違反して青少年に指定演劇等を観覧させた者 ……
- 五 第13条の4第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に指定図書類……を収納し、又は撤去しなかつた者
- 5 六 第13条の5の規定に違反して同条に規定する措置をとらなかつた者 ……
- 九 第15条の3の規定に違反して同条各号に掲げるいずれかの行為を行つた者 ……
- 4 第1項各号及び第2項第1号から第9号までの警告は、知事が指定した知事部局の職員が行う場合は東京都規則で、警視總監が指定した警察官が行う場合は東京都公安委員会規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。
- 10 第25条 第18条第1項各号、同条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号から第9号まで又は同条第3項の規定による警告……に従わず、なお、第9条第1項、第2項若しくは第3項、第10条第1項、第11条、…第13条の4第1項若しくは第2項、第13条の5……又は第15条の3の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 第26条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。……
- 15 三 第14条の規定による知事の措置命令に従わなかつた者 ……
- 五 第15条の4第2項の規定に違反して、深夜に16歳未満の青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者
- 六 第16条第1項の規定に違反した者 ……
- 第28条 第9条第1項、第10条第1項、第11条、……第15条の3、第15条の4第2項又は第16条第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、……第25条又は第26条……第4号から第6号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。
- 20 (青少年についての免責)
- 第30条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。

## 25 【資料5】青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律79号）

（目的）

- 第1条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。
- 30

（定義）

- 第2条 この法律において「青少年」とは、18歳に満たない者をいう。
- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。
- 35 3 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であつて青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。
- 4 前項の青少年有害情報を例示すると、次のとおりである。
  - 一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
  - 40 二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
  - 三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報
- 5 この法律において「インターネット接続役務」とは、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）をいう。
- 6 この法律において「インターネット接続役務提供事業者」とは、インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）をいう。 ……
- 45 9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。第16条及び第19条において同じ。）をいう。

10 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを動作させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。 ……

5 (基本理念)

第3条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

10 2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

15 3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

20 (インターネット接続役務提供事業者の義務)

第17条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

25 (インターネット接続機器の製造事業者の義務)

第18条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの（以下この条及び次条において「インターネット接続機器」という。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、インターネット接続機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

## 【資料6】香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（令和2年香川県条例第24号）

35 インターネットやコンピュータゲームの過剰な利用は、子どもの学力や体力の低下のみならずきこもりや睡眠障害、視力障害などの身体的な問題まで引き起こすことなどが指摘されており、世界保健機関において「ゲーム障害」が正式に疾病と認定されたように、今や、国内外で大きな社会問題となっている。とりわけ、射幸性が高いオンラインゲームには終わりがなく、大人よりも理性をつかさどる脳の働きが弱い子どもが依存状態になると、大人の薬物依存と同様に抜け出すことが困難になることが指摘されている。

40 その対策としては、国において、他の依存症対策と同様に、法整備の検討や医療提供体制の充実などの対策を早急に講ずる必要があるが、県においても、適切な医療等を提供できる人材などを育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援に取り組むことが求められている。

45 加えて、子どものネット・ゲーム依存症対策においては、親子の信頼関係が形成される乳幼児期のみならず、子ども時代が愛情豊かに見守られることで、愛着が安定し、子どもの安心感や自己肯定感を高めることが重要であるとともに、社会全体で子どもがその成長段階において何事にも積極的にチャレンジし、活動の範囲を広げていけるようにネット・ゲーム依存症対策に取り組んでいかなければならない。

ここに、本県の子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ネット・ゲーム依存症対策の推進について、基本理念を定め、及び県、学校等、保護者

等の責務等を明らかにするとともに、ネット・ゲーム依存症対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ネット・ゲーム依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代を担う子どもたちの健やかな成長と、県民が健全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

5 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネット・ゲーム依存症 ネット・ゲームにのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(2) ネット・ゲーム インターネット及びコンピュータゲームをいう。

(3) オンラインゲーム インターネットなどの通信ネットワークを介して行われるコンピュータゲーム

10 (4) 子ども 18歳未満の者をいう。……

(6) スマートフォン等 インターネットを利用して情報を閲覧(視聴を含む。)することができるスマートフォン、パソコン等及びコンピュータゲームをいう。

(7) 保護者 親権を行う者若しくは未成年後見人又はこれらに準ずる者をいう。

(基本理念)

15 第3条 ネット・ゲーム依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) ネット・ゲーム依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、ネット・ゲーム依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

20 (2) ネット・ゲーム依存症対策を実施するに当たっては、ネット・ゲーム依存症が、睡眠障害、ひきこもり、注意力の低下等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(3) ネット・ゲーム依存症対策は、予防から再発の防止まで幅広く対応する必要があることから、県、市町、学校等、保護者、ネット・ゲーム依存症対策に関連する業務に従事する者等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。

(保護者の責務)

25 第6条 保護者は、子どもをネット・ゲーム依存症から守る第一義的責任を有することを自覚しなければならない。

2 保護者は、乳幼児期から、子どもと向き合う時間を大切にし、子どもの安心感を守り、安定した愛着を育むとともに、学校等と連携して、子どもがネット・ゲーム依存症にならないよう努めなければならない。

30 3 保護者は、子どものスマートフォン等の使用状況を適切に把握するとともに、フィルタリングソフトウェア……の利用その他の方法により、子どものネット・ゲームの利用を適切に管理する責務を有する。

(ネット・ゲーム依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第7条 医療、保健、福祉、教育その他のネット・ゲーム依存症対策に関連する業務に従事する者は、県又は市町が実施するネット・ゲーム依存症対策に協力し、ネット・ゲーム依存症の予防等……に寄与するものとする。

(県民の役割)

35 第9条 県民は、ネット・ゲーム依存症に関する関心と理解を深め、その予防等に必要な注意を払うものとする。

2 県民は、社会全体で子どもの健やかな成長を支援することの重要性を認識し、県又は市町が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

40 第11条 インターネットを利用して情報を閲覧(視聴を含む。)に供する事業又はコンピュータゲームのソフトウェアの開発、製造、提供等の事業を行う者は、その事業活動を行うに当たっては、県民のネット・ゲーム依存症の予防等に配慮するとともに、県又は市町が実施する県民のネット・ゲーム依存症対策に協力するものとする。

45 2 前項の事業者は、その事業活動を行うに当たって、著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は射幸性が高いオンラインゲームの課金システム等により依存症を進行させる等子どもの福祉を阻害するおそれがあるものについて自主的な規制に努めること等により、県民がネット・ゲーム依存症に陥らないために必要な対策を実施するものとする。

3 特定電気通信役務提供者……及び端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たって、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、県民がネット・ゲーム依存症に陥らないために必要な対策を実施するものとする。

50 (子どものスマートフォン使用等の家庭におけるルールづくり)

第 18 条 保護者は、子どもにスマートフォン等を使用させるに当たっては、子どもの年齢、各家庭の実情等を考慮の上、その使用に伴う危険性及び過度の使用による弊害等について、子どもと話し合い、使用に関するルールづくり及びその見直しを行うものとする。

- 5 2 保護者は、前項の場合においては、子どもが睡眠時間を確保し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、子どものネット・ゲーム依存症につながるようなコンピュータゲームの利用に当たっては、1 日当たりの利用時間が 60 分まで（学校等の休業日にあつては、90 分まで）の時間を上限とすること及びスマートフォン等の使用（家族との連絡及び学習に必要な検索等を除く。）に当たっては、義務教育修了前の子どもについては午後 9 時まで、それ以外の子どもについては午後 10 時まで使用をやめることを目安とするとともに、前項のルールを遵守させるよう努めなければならない。
- 10 3 保護者は、子どもがネット・ゲーム依存症に陥る危険性があると感じた場合には、速やかに、学校等又はネット・ゲーム依存症対策に関連する業務に従事する者等に相談し、子どもがネット・ゲーム依存症にならないよう努めなければならない。

## 15 検 討

- ・ 未成年者には、成人とは異なり、さまざまな人権が制約されるが、その根拠は一般的に何だと考えられるか。
- ・ 未成年者は、参政権（憲法 15 条 3 項、公職選挙法 9 条、10 条）、政治活動の自由（憲法 21 条 1 項、公職選挙法 137 条の 2 第 1 項）、婚姻の自由（憲法 24 条 1 項、民法 731 条）、職業選択の自由（憲法 22 条 1 項）、財産権（憲法 29 条 1 項、民法 5 条 1 項本文）などが制限されるが、その理由はそれぞれなぜだと考えられるか。これらの人権の制限は、憲法上認められるか。
- ・ 成人であることを資格要件とする職業がある（医師法 3 条、弁理士法 8 条 9 号、公認会計士法 4 条 1 号など）が、それぞれの制約が正当化される具体的な根拠は何か。能力の高い未成年者がこれらの職業に就くことに、具体的にどのような問題があるか。
- 25 26 婚姻適齢（民法 731 条）は、2022 年 3 月末までは、男が 18 歳で女が 16 歳とされており、未成年者の婚姻には父母の同意が必要とされていたが、現在は、民法上の成年年齢の引下げに伴い、女性の婚姻適齢が引き上げられ、男女ともに婚姻適齢は成年年齢と同じ 18 歳となり、そもそも未成年者は婚姻できなくなったため、父母の同意の規定は削除された。未成年者の婚姻に父母の同意を求めていることについて、未成年者の人権という観点からは、どのように評価しうるか。現在、未成年者は、たとえ本人が望み父母が認めても、一切、婚姻できないが、この点については、どのように評価しうるか。16 歳ないし 17 歳の女性が婚姻できなくなったことについて、婚姻の自由の観点からは、どのように評価しうるか。
- 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000
- ・ 私立高校の元生徒が、いわゆる三ない原則（バイクについて免許をとらない、乗らない、買わない）を定めた校則に違反したことなどを理由に自主退学勧告を受けて退学を余儀なくされたところ、この勧告が違法だと主張して、高校に対して損害賠償を請求した東京学館高校バイク自主退学事件（最判平成 3 年 9 月 3 日判時 1401 号 56 頁参照）に関して、なぜ高校は生徒のバイク利用を規制したのか。その制約は、何を根拠とするものか。
- ・ 高校生には、バイクの免許を取得すること、乗車すること及び購入することについて、憲法上の人権が認められるか（なお、本件の元生徒が高校から自主退学勧告を受けたのは 2 年生のときであるが、普通二輪免許は満 16 歳から取得可能である（道路交通法 88 条 1 項 1 号））。認められるとすれば、何条を根拠に、どのような人権が主張可能であるか。私立高校がいわゆる

三ない原則を校則で定めることは、人権侵害か。

- 5 • 私立高校の元生徒が、校則で禁止されているパーマをかけたことなどを理由に自主退学勧告を受けて退学を余儀なくされたところ、この勧告が違法だと主張して、高校に対して卒業認定と損害賠償を請求したさせられた修徳高校パーマ自主退学事件判決（最判平成8年7月18日判時1599号53頁参照）に関して、なぜ高校は生徒のパーマを禁止したのか。その制約は、何を根拠とするものか。
- 高校生には、自己の髪型に関して、憲法上の人権が認められるか。認められるとすれば、何条を根拠に、どのような人権が主張可能であるか。私立高校が校則でパーマの禁止を定めることは、人権侵害か。
- 10 • 私立学校と公立学校とで、生徒・児童等に対する校則等による権利の制約の許容度は異なるか。小学校・中学校・高校とでは、異なるか。
- 自分の身体にタトゥー（刺青）を入れる権利は、憲法上、保障されるか（保障されるとすれば、何条によって保障されるか）。親が家族の結束を強めるために自分の子どもの身体にタトゥーを入れることについては、どのように考えるか。問題は、年齢、部位、内容などによって変わるか。子ども自身がタトゥーを入れることを望んだ場合は、どうか。親がそれを止めることは憲法上認められるか。親の同意があれば可能か。
- 15 • 自分の身体にピアス（穴を通して付ける装身具）を装着するための穴を開ける権利は、憲法上、保障されるか（保障されるとすれば、何条によって保障されるか）。親が家族の結束を強めるために自分の子どもの身体に穴を開けることについては、どのように考えるか。子ども自身が身体に穴を開けることを望んだ場合は、どうか。親がそれを止めることは憲法上認められるか。親の同意があれば可能か。
- 20 • 青少年の保護を目的とした人権制約は、他の目的でなされる人権制約の場合と比べて、違憲審査の判断枠組みや審査基準などが緩やかになることはあるのか。
- 青少年として18歳未満の者を一律に保護の対象とし、その人権を制約することについては、どのようにみるか。個人の成長には差があるのではないか。
- 25 • 青少年の定義として、18歳では年齢が高すぎるとの議論もあるが、どうか。それは、人権の種類や内容によっても異なるのか。
- 青少年の知る権利を青少年の保護ということから制約することについて、どのように考えるか。かりにそれが認められるとしても、どのような場合に制約が許されることになると考えるべきか。有害な表現が青少年に悪影響を与えることを防止するという観点から制約することについては、どうか。有害な表現から青少年を遮断することは、かえってそれらに適切に対応できない大人を生じさせることになるとの批判もあるが、どうか。
- 30 • 有害な表現は、青少年に対して、具体的にどのような悪影響を及ぼすのか。
- 有害な表現が青少年に与える悪影響を防止する役割を担うべきなのは誰か。有害な表現については、国家が直接にかかわるべきではないとの議論もあるが、どう考えるか。
- 35 • 最高裁判所は、岐阜県青少年保護育成条例事件判決（最判平成元年9月19日刑集43巻8号785頁）において、有害図書が「青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になつておりといつてよい」と判示しているが、この判断は妥当か。
- インターネットでの商取引が一般化した今日において、自動販売機や書店での有害図書の販

売を規制することに、どのような意味があるか。

- 青少年にとって有害な表現行為について刑罰をもって規制することは認められるか。表現行為そのものではなく、青少年との関係においてその流通や閲覧を制限するのであれば問題はないのか。
- 各地方公共団体の青少年保護育成条例では、一定の有害図書類の青少年への販売・配付・貸付だけでなく、自動販売機への収納が禁止され、罰則も設けられているが、人権への制約という観点から、これをどう評価すべきか。青少年保護のための有害表現規制によって成人の知る権利まで制限されることにならないか。
- 5
- 青少年保護育成条例による有害図書の規制について、内容中立規制としてその違憲性を審査することは妥当か。
- 10
- 何が有害な表現であるかを公権力が決めることに問題はないのか。その場合に、有害な表現を明確に定義することは可能か。あいまいさが残ることが避けられないならば、それを規制することは憲法 21 条や 31 条に違反しないか。
- 青少年に対する有害性に地域差はあるか。もし地域差がないとすれば、地方公共団体の条例による有害図書等の販売等の規制に差が生じうることに問題はないか。
- 15
- 青少年保護育成条例は、遅くとも 1980 年初頭までに長野県を除くすべての都道府県で制定されていた。一方、長野県は、2016 年 7 月に長野県子どもを性被害から守るための条例を制定するまで、青少年の健全な育成を図るために青少年を保護することを目的とした条例を制定しなかった。このことをどう考えるべきか。
- 東京都の青少年保護育成条例には、2005 年に改正されるまで、青少年との「みだらな性交又は性交類似行為」を罰則をもって禁止する規定（18 条の 6）が存在しなかった。また、福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決（最大判昭和 60 年 10 月 23 日刑集 39 卷 6 号 413 頁）の時点では、淫行処罰規定を設けていなかった（千葉県と長野県も同様であった）。この点をどう評価するか。これらの地方公共団体では、淫行処罰を必要とする立法事実が存在しなかったのか。
- 20
- 各地方公共団体の青少年保護育成条例は、事業者に対して、18 歳未満の者が深夜に外出しないよう保護者に努力義務を課すとともに、18 歳未満の者が深夜に興行場等に立ち入らせないことを事業者に求めているが、18 歳未満の者、保護者、事業者のそれぞれの観点から、憲法上、どのような問題を指摘しうるか。
- 25
- 青少年インターネット環境整備法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）2 条 4 項の例示列举の内容は妥当か。
- 30
- 国が、インターネット接続役務提供事業者に対して、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア等を提供する義務を課すことについて、表現の自由の見地から、問題はないか。情報の受け手との関係で、国は表現を直接規制していないといえるか。
- 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例の立法事実は、同条例のどこに示されているか。また、その内容は妥当か。
- 35
- オンラインゲームをする自由は、憲法上、人権として保障されるか。保障されるとすれば、根拠条文は何条か。
- 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例 6 条及び 18 条は、子どもの保護者に対して責務を規定しており、特に、18 条 2 項は、子どものコンピュータゲームやスマートフォン等の利用時間を定め守らせることを具体的な例を挙げて求めている。この規定についてどう考えるか。